

平成27年10月14日付27春都政第288号

春日井市長付議

尾張都市計画生産緑地地区の変更について

平成27年11月9日提出
春日井市市長 伊藤 太

平成 27 年 10 月 14 日

春日井市都市計画審議会 様

春日井市長 伊 藤 太



尾張都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、春日井市都市計画審議会に付議します。

付議事項

春日井市決定「尾張都市計画生産緑地地区の変更について」

尾張都市計画生産緑地地区の変更（春日井市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 33.7 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条により生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの及び面積要件を満たさなくなったものについて、一部区域等を変更するものである。

変更状況調書 春日井市決定

生産緑地地区の一団数及び面積

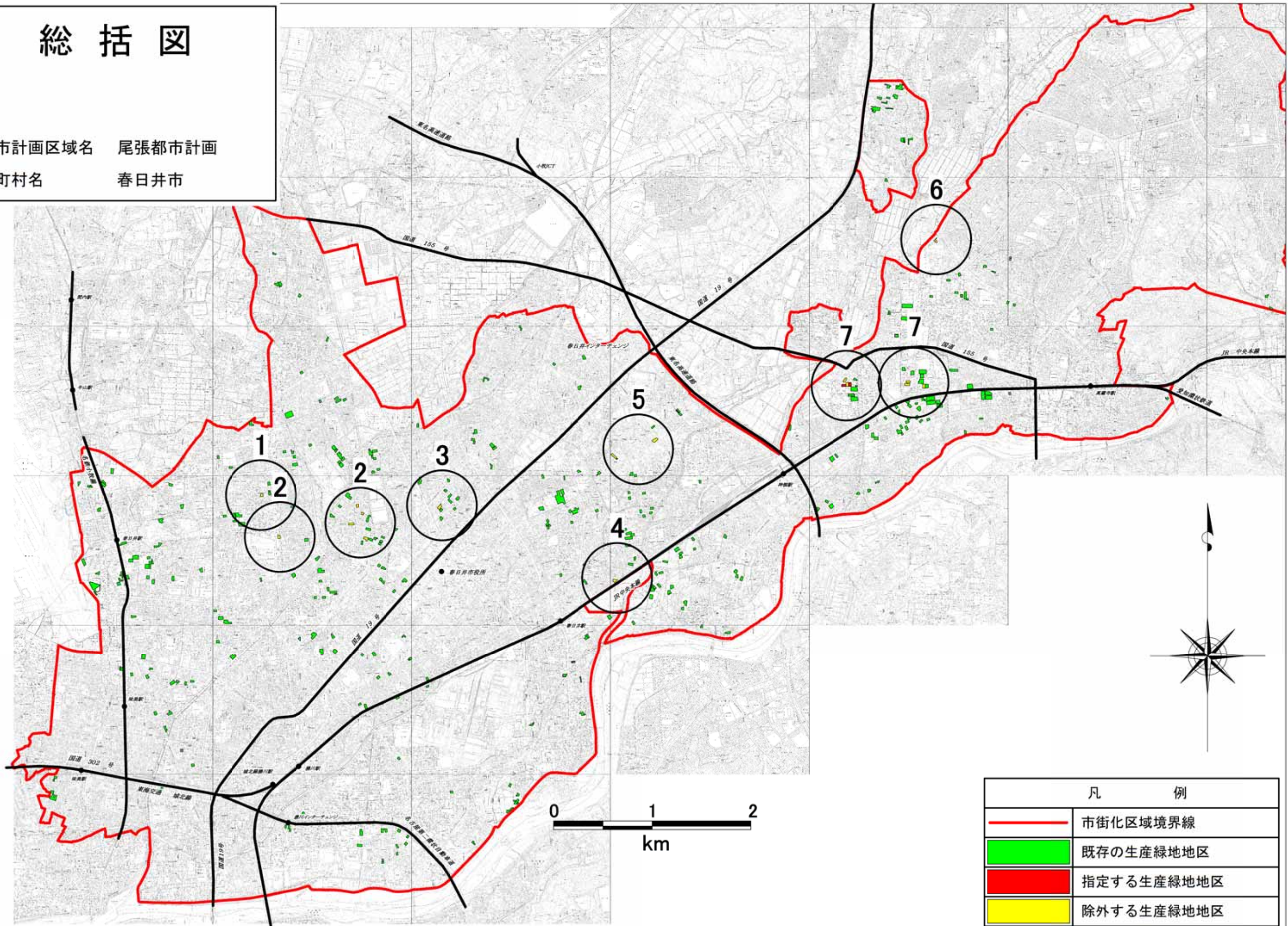
	変更前	増減	変更後
一団数	328団地	-13団地	315団地
面積	約35.1ha (351,422㎡)	約-1.4ha (-14,568㎡)	約33.7ha (336,854㎡)

箇所別調書

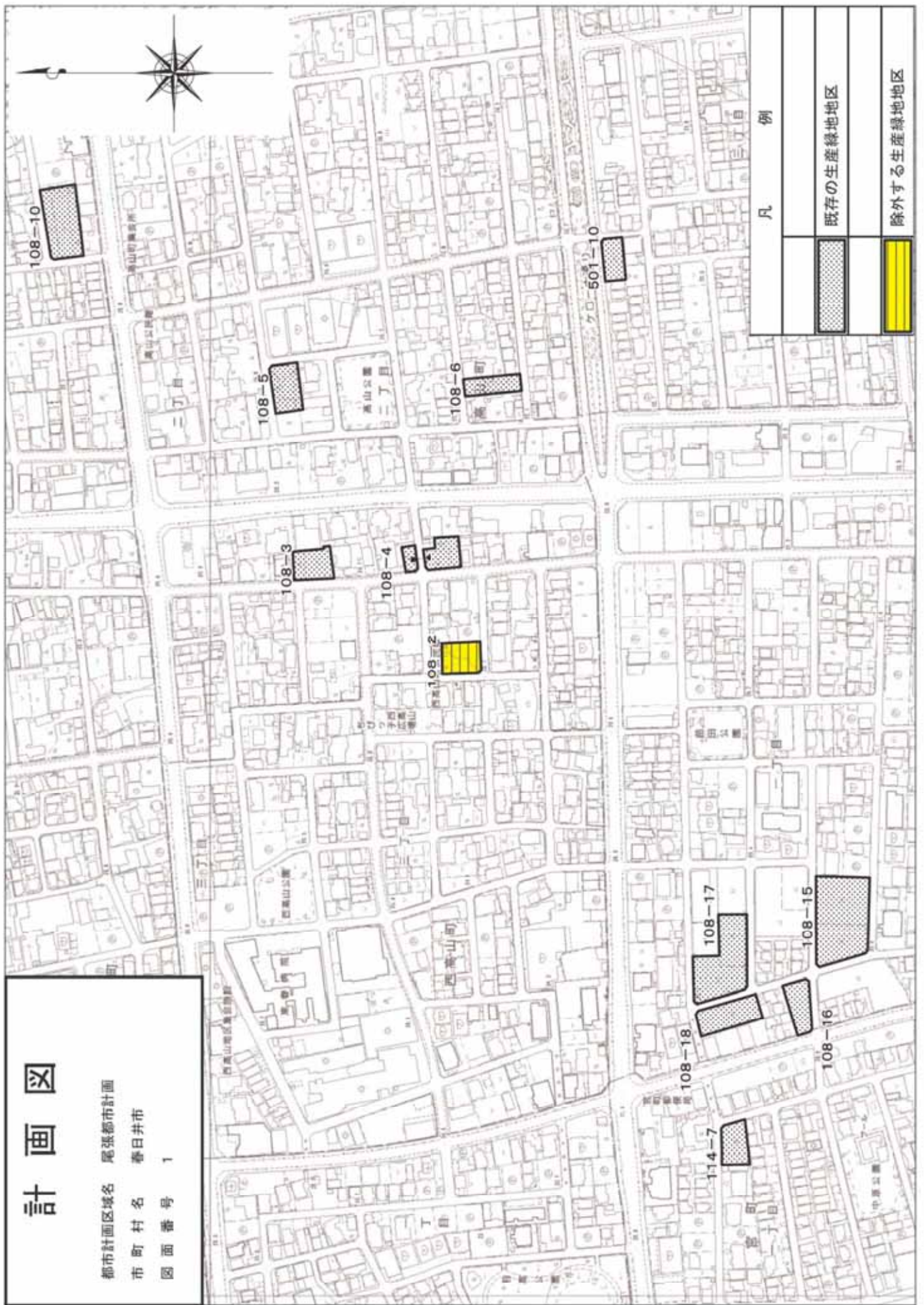
一団番号	増減	変更面積	理由番号	理由
108-2	除外	-694㎡	4-①	主たる従事者の故障
112-12	除外	-729㎡	4-①	主たる従事者の故障
302-20	除外	-659㎡	4-①	主たる従事者の死亡
302-20	除外	-456㎡	4-①	主たる従事者の死亡
501-3	除外	-1,029㎡	4-①	主たる従事者の死亡
513-2	除外	-649㎡	4-①	主たる従事者の死亡
513-3	除外	-496㎡	4-①	主たる従事者の死亡
513-22	除外	-1,170㎡	4-①	主たる従事者の死亡
704-1	除外	-969㎡	4-①	主たる従事者の死亡
712-23	除外	-1,291㎡	4-①	主たる従事者の死亡
712-25	除外	-1,359㎡	4-①	主たる従事者の死亡
805-1	除外	-530㎡	4-①	主たる従事者の死亡
805-1	除外	-59㎡	4-⑤	面積要件不足
809-11	除外	-1,021㎡	4-①	主たる従事者の故障
809-12	除外	-822㎡	4-①	主たる従事者の故障
809-14	一部除外	-892㎡	4-①	主たる従事者の故障
809-21	除外	-778㎡	4-①	主たる従事者の故障
809-22	除外	-2,748㎡	4-①	主たる従事者の故障、分団による除外
809-27	指定	837㎡	4-⑥	分団による新一団番号追加
809-28	指定	946㎡	4-⑥	分団による新一団番号追加
	除外(減)	-16,351㎡		
	指定(増)	1,783㎡		
	合計	-14,568㎡		

総括図

都市計画区域名 尾張都市計画
市町村名 春日井市

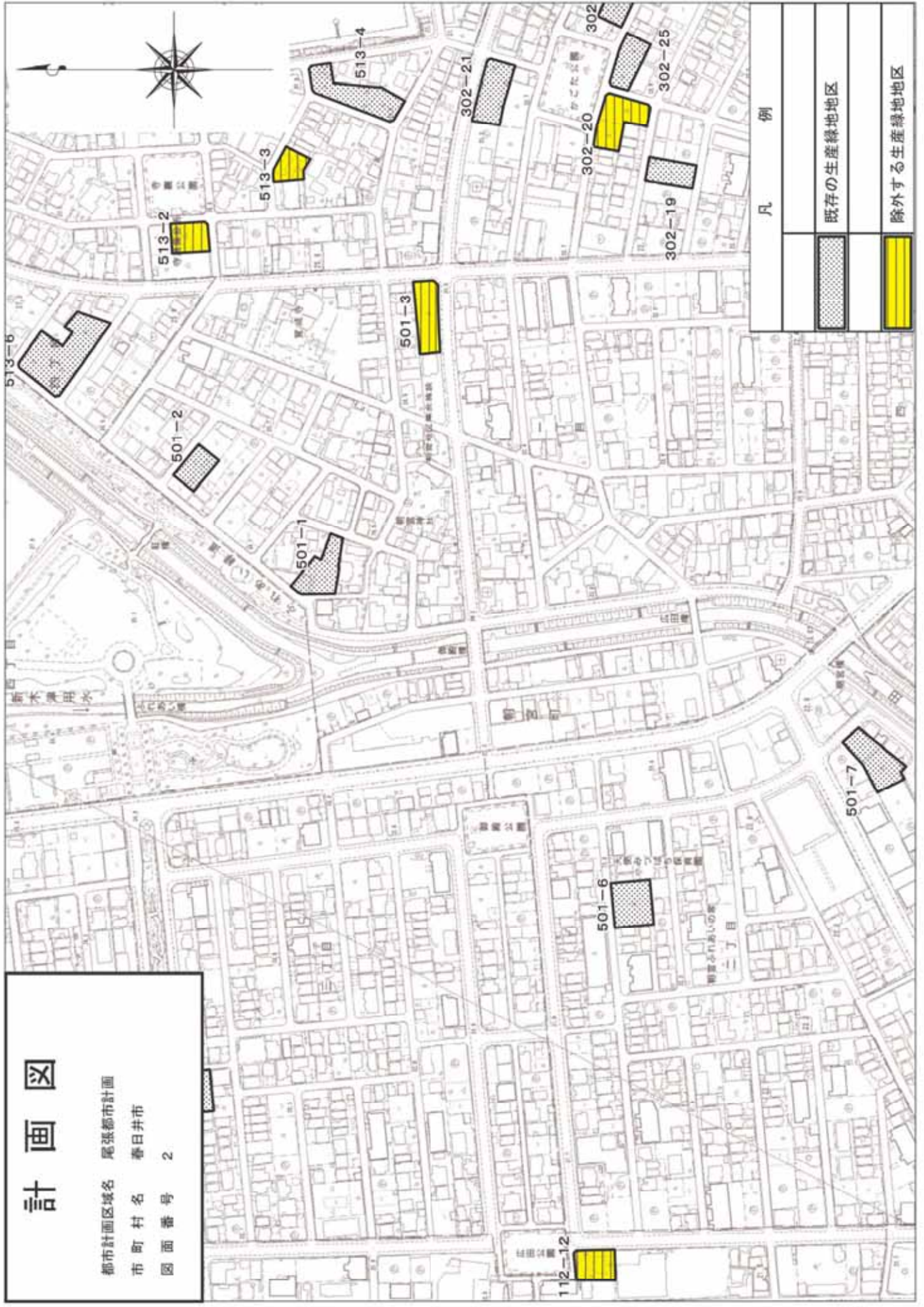


凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	指定する生産緑地地区
	除外する生産緑地地区



凡 例	
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

計画図
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 春日井市
 図面番号 1



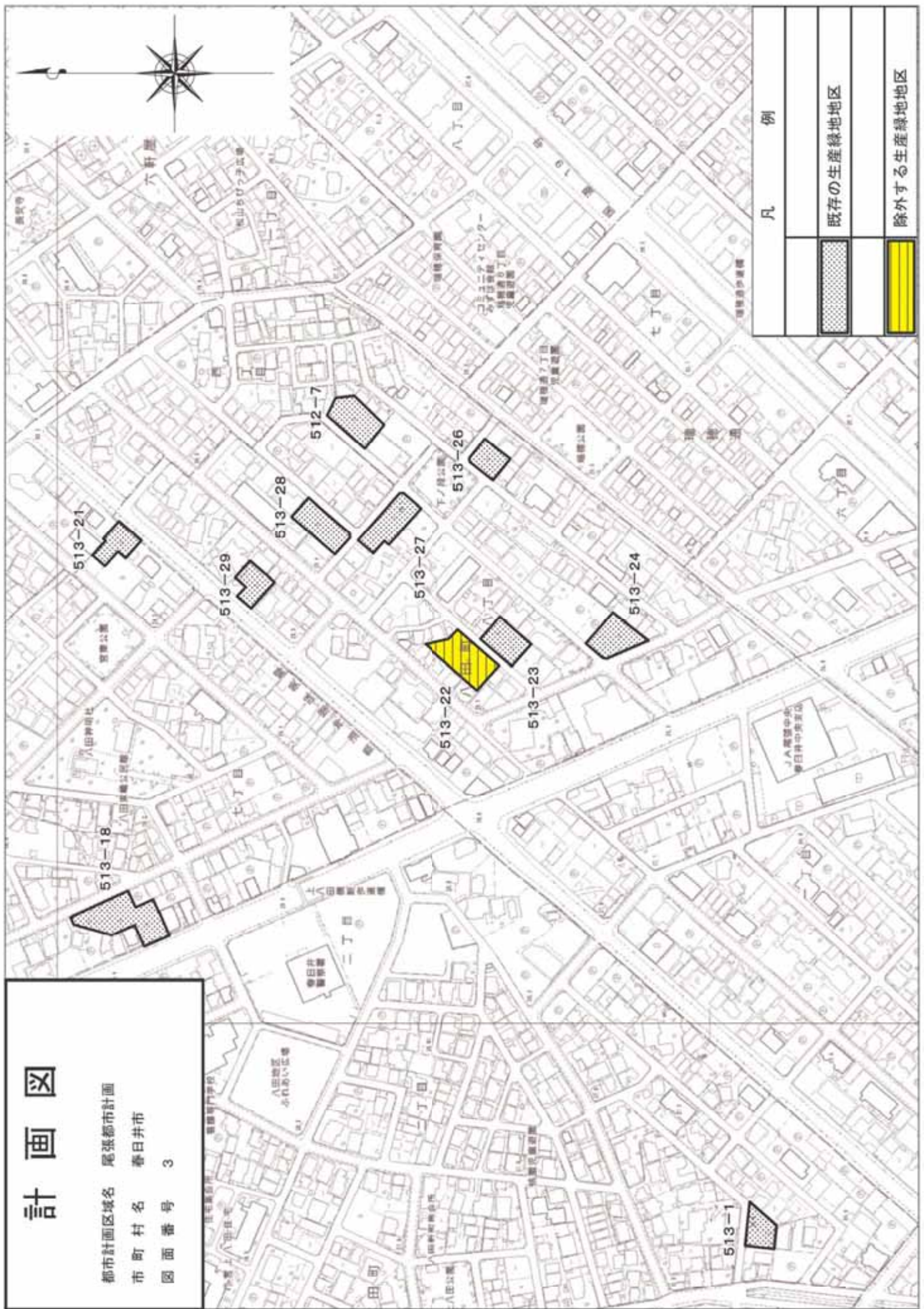
計 画 図

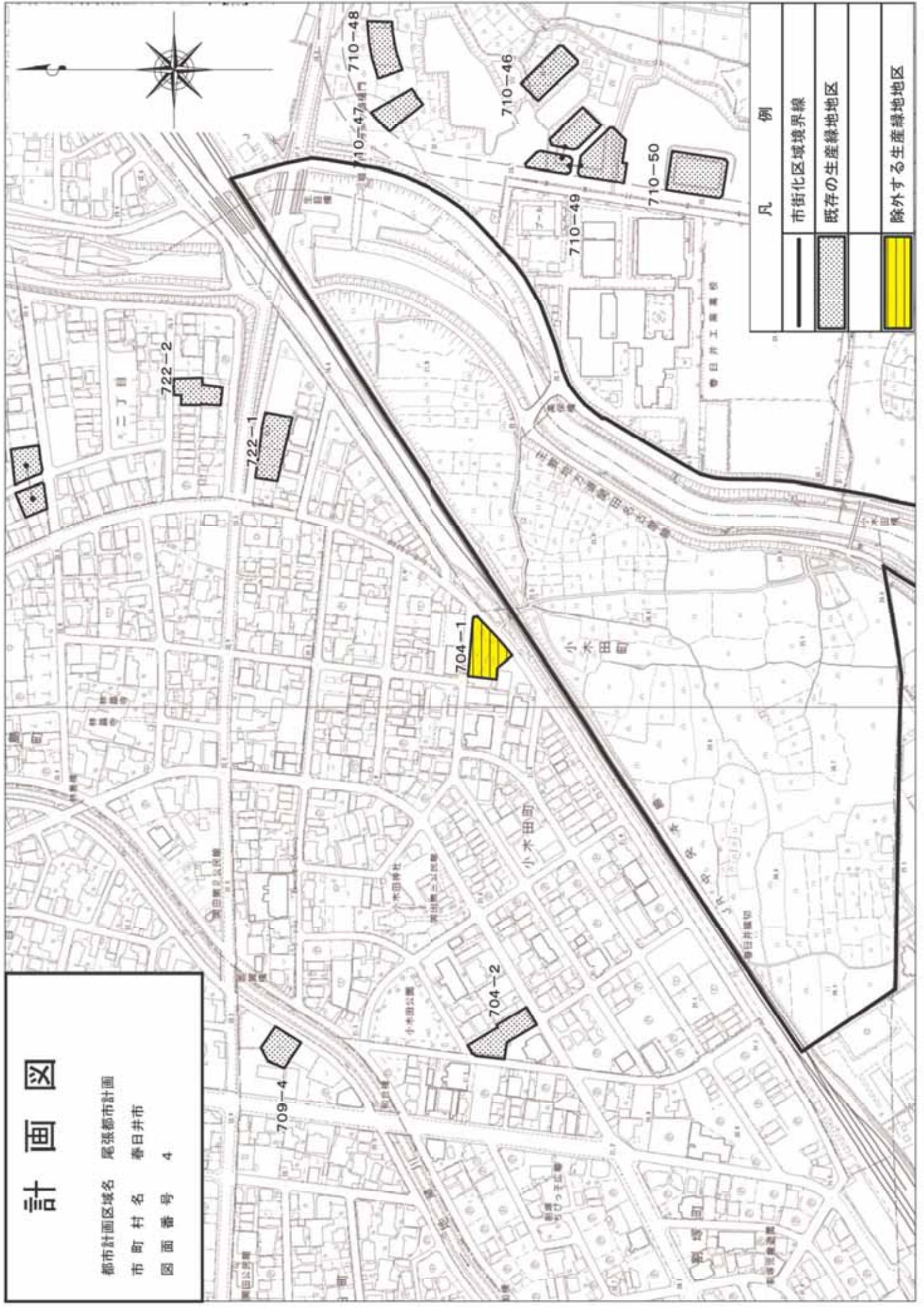
都市計画区域名 尾張都市計画
 市 町 村 名 春日井市
 図 面 番 号 2

凡 例

既存の生産緑地地区

除外する生産緑地地区



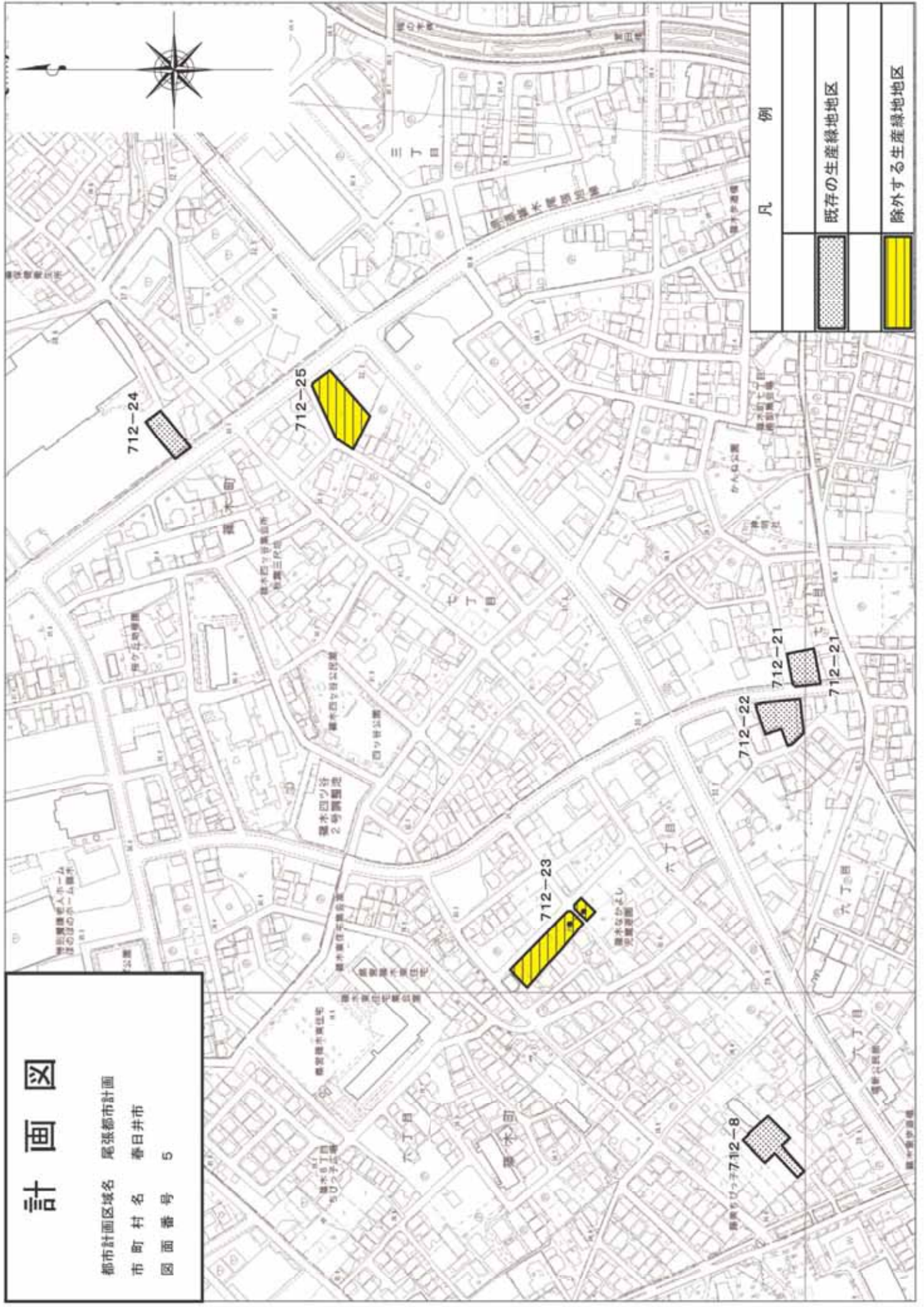


計 画 図

都市計画区域名 尾張都市計画
 市 町 村 名 春日井市
 図 面 番 号 4

凡 例

	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区



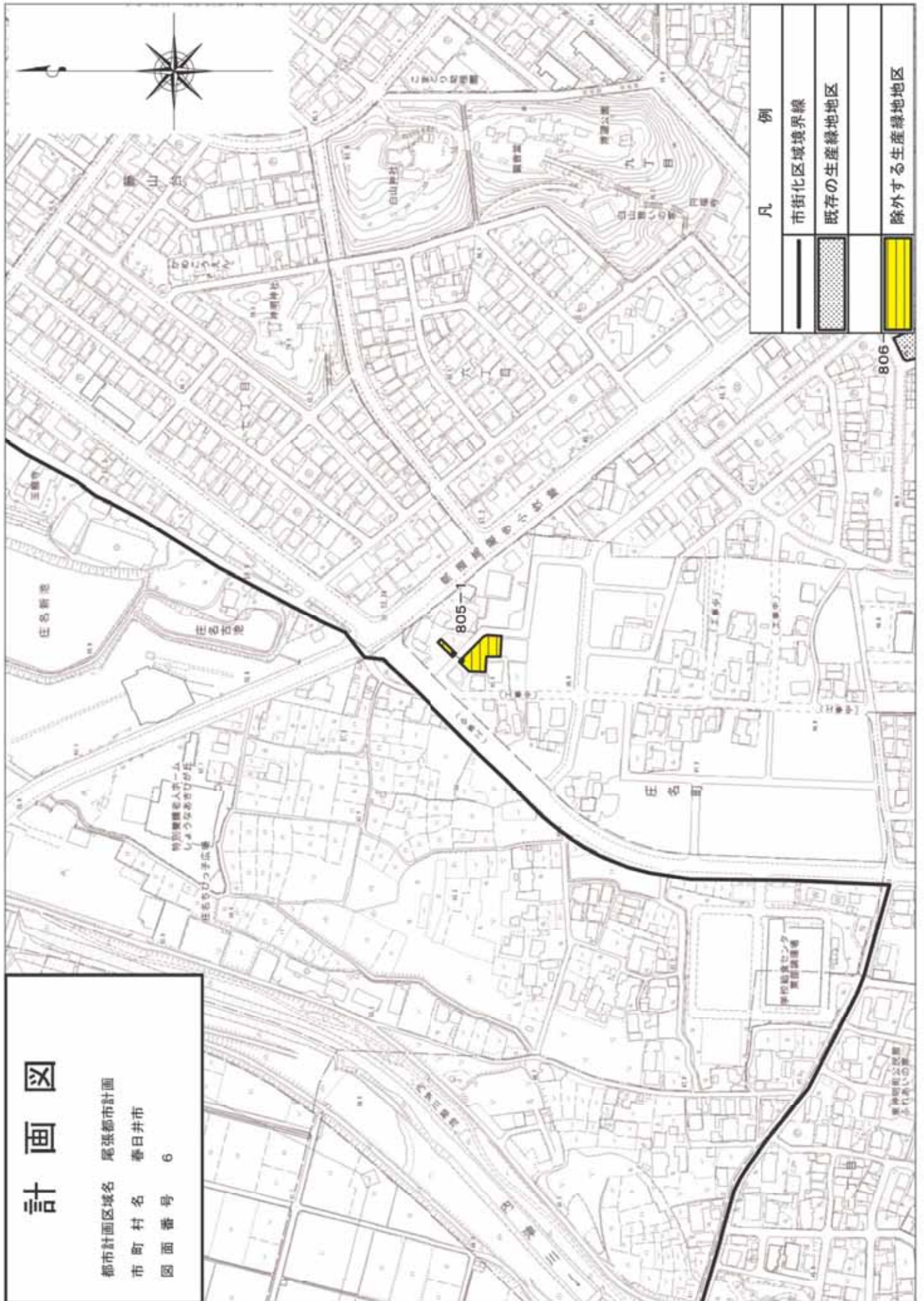
計画図

都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 春日井市
 図面番号 5

凡 例

既存の生産緑地地区

除外する生産緑地地区



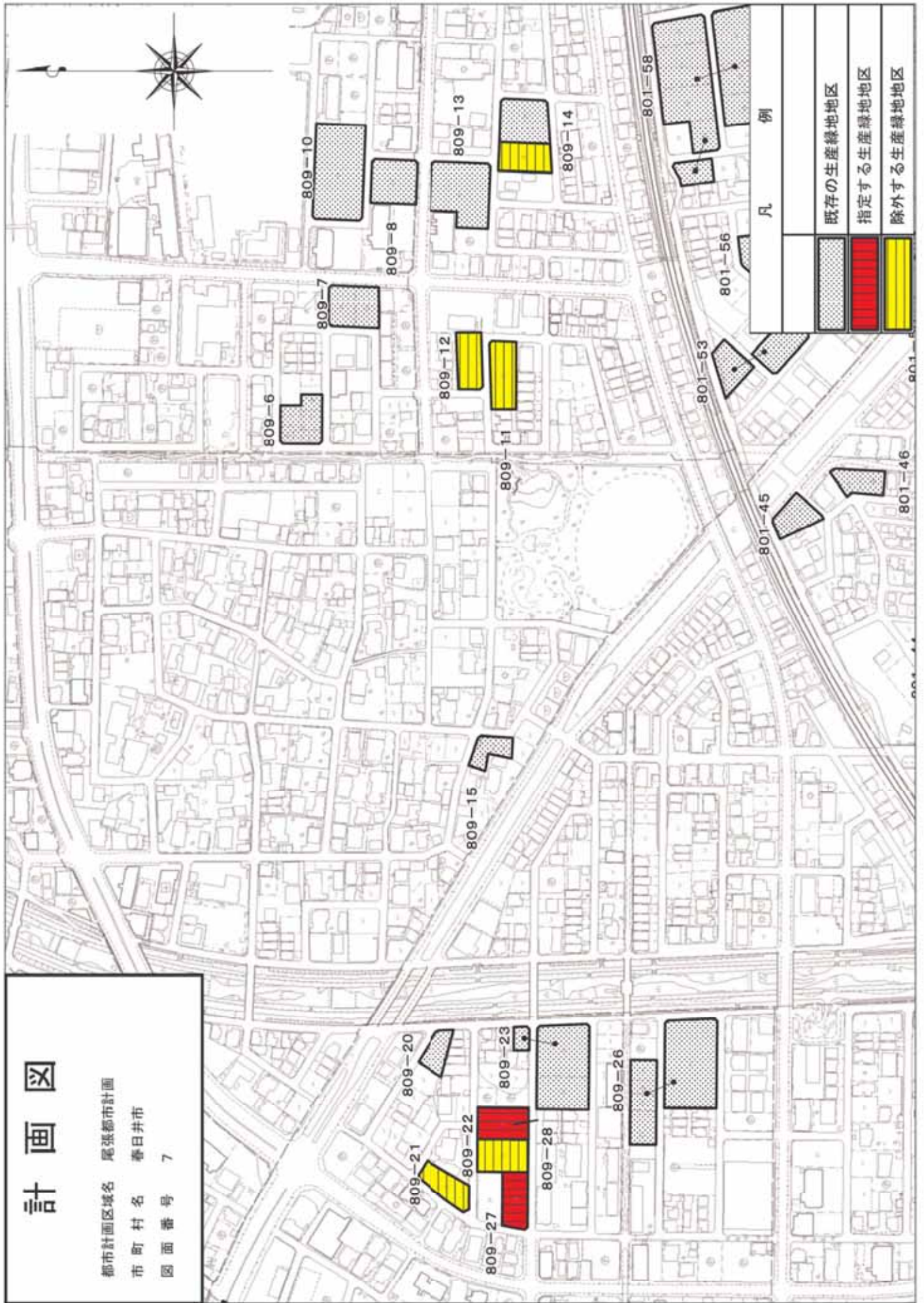
計画図

都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 春日井市
 図面番号 6

凡 例	
—	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

計画図

都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 春日井市
 図面番号 7



平成 27 年 11 月 9 日
平成 27 年度 第 1 回
春日井市都市計画審議会

報告事項

春日井市立地適正化計画の作成について

1. 都市再生特別措置法等の改正(概要)

平成26年8月1日施行

背景

- 地方都市では、**高齢化**が進む中で、**市街地**が拡散して**低密度**な市街地を形成。大都市では、**高齢者**が急増。

法律の概要

- **立地適正化計画** [市町村が作成(§81①)]
 - 都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な**マスタープラン**を作成
 - 民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための基盤づくり

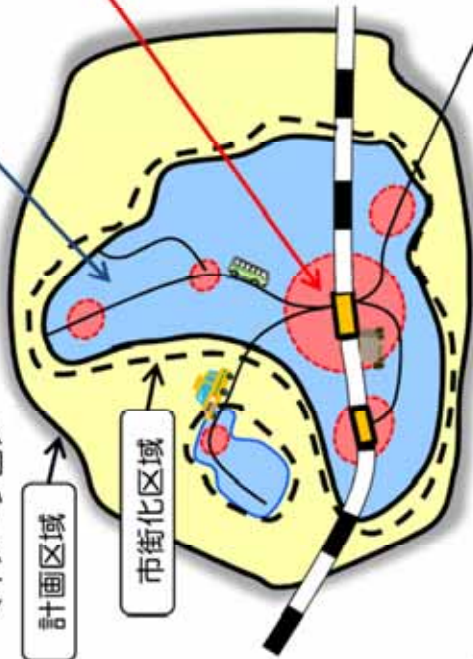
都市計画マスタープラン など

連携・調和

立地適正化計画

- 計画区域 → 春日井市全域
- 基本的な方針
 - ⇒ まちづくりの理念・目標
 - ・ 目指すべき都市像
- その他必要な事項

<イメージ図>



居住誘導区域 (居住を誘導し人口密度を維持するエリア)

- 居住を誘導する区域
- 居住を誘導する施策

都市機能誘導区域 (生活サービスを誘導するエリア)

- 医療、福祉、商業等の施設(誘導施設)を誘導する区域
- 誘導施設を誘導する施策

緩やかに区域内に誘導 ◯ 将来を見据えたまちづくり

2. 立地適正化計画の策定プロセス

